

議案第七十七号

港区立子ども中高生プラザ条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年十一月三十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立子ども中高生プラザ条例の一部を改正する条例

港区立子ども中高生プラザ条例（平成十四年港区条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表港区立港南子ども中高生プラザの項中「東京都港区港南四丁目二番四号」を「東京都港区港南四丁目三番七号」に改める。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（説明）

港南子ども中高生プラザの位置を変更するため、本案を提出いたします。